

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

路線名	下高野杉戸線
供用開始の区間	北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四四九番五地先から同郡同町大字下高野字後宿四五七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和四年四月十五日
備考	令和三年十月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一三二・八一メートル